

# 大規模小売店舗の立地 に関するガイドライン

平成18年11月

山口県商工労働部商政課

## はじめに

自動車社会の進展、公共施設や大規模小売店舗の郊外立地等による中心市街地の空洞化などを背景として、本年5月に、いわゆる「まちづくり三法」が改正されたところであり、県内各地域においても、法改正の趣旨に基づき、中心市街地の活性化とこれを基軸とした商業の振興等に向けた新たな取組が進められようとしています。

本県においても、国全体と同様、大規模小売店舗は増加を続けており、小売業における大規模小売店舗の占める店舗面積の割合は、既に5割を超えるなど、小売業を取り巻く環境の変化とともに、大規模小売店舗の環境面をはじめとする地域社会に与える影響や社会的責任の度合いは、大きくなってきております。

こうした中、県内小売業の調和のとれた発展と、地域住民の暮らしやすさの向上を実現するためには、大規模小売店舗をはじめとする地域の小売店舗それぞれが、それぞれに求められるニーズや時代の変化に適応し、地域住民に親しまれ、魅力ある小売業を営むことが求められています。

また、地球規模での環境保全や地域における街並み保存等への関心が高まり、行政や企業、地域住民等による、環境や景観等に配慮した各種の取組が進められる中、大規模小売店舗の立地・運営に関しても、これらに対する協力が求められるとともに、特に、周辺住民の快適な生活空間の確保や、良好な生活環境の保持に対する配慮もますます重要となってきました。

さらには、人口の減少や少子高齢化が進む中、産業の振興や雇用の確保、また、防災・防犯・交通安全対策の充実等、地域の活性化や安心・安全の推進などの地域における課題は山積しており、大規模小売店舗が地域社会の一員として、これらの課題に対応した活動を自主的かつ積極的に行うことにより、地域社会に貢献することが期待されています。

こうしたことから、山口県では、「まちづくり三法改正に対応した商業振興方策検討委員会」における御意見も踏まえ、「大規模小売店舗の立地に関するガイドライン」を策定することとしました。

県としては、今後、このガイドラインの普及啓発に努め、大規模小売店舗の出店情報の早期開示等による良好な生活環境の保持のための取組や大規模小売店舗の地域貢献活動による地域活性化に向けた取組等を行うことにより、元気で住みよい地域づくりを進めてまいりますので、関係者の方々の御理解と御協力をお願い申し上げます。

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 大規模小売店舗による地域貢献等の取組   | 1  |
| 1 協力をお願いする大規模小売店舗        | 1  |
| (1) 新設大規模小売店舗            | 1  |
| (2) 既設大規模小売店舗            | 1  |
| 2 取組の内容                  | 1  |
| (1) 出店計画書の提出             | 1  |
| (2) 関係行政機関が出席する相談会の開催    | 2  |
| (3) 地域に対する説明会の開催         | 3  |
| (4) 地域貢献活動計画書の提出         | 4  |
| (5) 地域貢献活動の実施            | 5  |
| 3 施行時期等                  | 6  |
| 第2章 大規模小売店舗に求める地域貢献活動の事例 | 7  |
| 1 地域づくりへの参画・協力           | 7  |
| 2 地域産業の活性化               | 7  |
| 3 雇用の確保                  | 8  |
| 4 環境・景観への配慮              | 9  |
| 5 こども、高齢者、障害のある人等への配慮    | 10 |
| 6 安心・安全対策                | 11 |
| 7 撤退時の対応                 | 13 |
| 別記様式                     | 14 |
| 別表第1 関係法令一覧表             | 20 |
| 別表第2 地域貢献活動一覧            | 21 |
| 別表第3 ガイドラインの事務手続きの流れ     | 22 |

# 第1章 大規模小売店舗による地域貢献等の取組

## 1 協力をお願いする大規模小売店舗

### (1) 新設大規模小売店舗

新規に出店する大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗と同じ。）については、このガイドラインによる取組を全て実施してください。

### (2) 既設大規模小売店舗

既設の大規模小売店舗のうち店舗面積が6,000㎡を超える小売店舗については、下記の「2-(4)地域貢献活動計画書の提出」及び「2-(5)地域貢献活動の実施」のうち必要となる取組を実施してください。

なお、店舗面積6,000㎡以下の既設の大規模小売店舗においても、このガイドラインの主旨を踏まえ、これに沿った地域貢献等の取組が自主的かつ積極的に進められるよう協力をお願いします。

## 2 取組の内容

### (1) 出店計画書の提出

#### ア 大規模小売店舗の設置者による出店計画書の提出

##### ○ 提出時期

開店予定日の1年前とします。

ただし、開発許可又は農地転用許可申請に係る事前協議を行う場合は、その協議の開始時とします。

##### ○ 提出先

知事（山口県商工労働部商政課）

##### ○ 提出書類

・出店計画書（別記第1号様式）

（アからサまでの事項については、必ず記載してください。）

- ア 店舗の名称
- イ 店舗の所在地
- ウ 敷地面積
- エ 用途地域
- オ 核テナント事業者
- カ 建築面積
- キ 店舗面積(物販店の店舗面積)
- ク 駐車場台数
- ケ 店舗・駐車場の階数
- コ 営業時間
- サ スケジュール
- シ 複合施設の種類及び床面積(併設される飲食店、サービス・娯楽施設等)
- ス 年間集客予定人数
- セ 年間売上目標

・添付図面

(アからりまでの図面については、必ず添付してください。)

- ア 広域位置図
- イ 店舗周辺図
- ウ 建物配置図
- エ 建物立面図
- オ 施設の概要がわかる図面  
(テナント事業者の状況、物販以外の施設の種類、面積がわかるもの)

## イ 県による出店計画書の公表

県は、大規模小売店舗の立地予定地の所在する市町に、提出のあった出店計画書及び添付図面の写を送付します。

また、提出のあった出店計画書及び添付図面は、受理から概ね2週間以内に山口県商工労働部商政課及び立地市町において閲覧に供するとともに、県のホームページ上で公表します。

## (2) 関係行政機関が出席する相談会の開催

### ア 県と大規模小売店舗の設置者による出店に関する相談会の開催

#### ○ 開催時期

出店計画書受理後、概ね1か月以内に開催します。

#### ○ 開催方法

県は、出店計画書を受理した場合は、その写を関係行政機関に送付するとともに、出店に関する相談会の開催を通知します。

通知を受けた関係行政機関は、出店計画の内容が所管法令等に関する場合は、相談会に参加してください。

○ **運営方法**

大規模小売店舗の設置者は、相談会において、出店計画の概要を説明してください。

関係行政機関は、質疑・意見交換により、大規模小売店舗の設置者に対し、所管法令等に関する助言を行ってください。

イ **県による関係行政機関の助言等の通知**

県は、相談会終了後、店舗の立地に関し関係行政機関において必要となる手続き及びこれに関する助言を取りまとめ、大規模小売店舗の設置者に通知します。

(3) **地域に対する説明会の開催**

ア **大規模小売店舗の設置者による出店に関する説明会の開催**

○ **開催時期**

出店計画書の提出後、2か月後を目途に開催してください。

○ **開催方法の協議**

大規模小売店舗の設置者は、説明会の開催場所、日時、回数、周知方法及び個別周知先等について、立地市町と協議してください。

立地市町は、説明会への地域関係者の出席を確保するという観点から、次の事項に留意し、助言をしてください。なお、立地市町においては、必ず説明会に出席してください。

[開催場所・日時等]

- ・ 場所は出店地の周辺地とする
- ・ 日時は平日の夕方以降又は土日の昼間とする
- ・ 開催回数は原則1回とするが、多数の出席が見込まれる場合等は、2回に分けて開催する

[開催周知の対象(例)]

- ・ 立地市町及び周辺市町
- ・ 立地市町内の商工会議所等の商工団体やまちづくり団体
- ・ 立地場所周辺の自治会、学校
- ・ 立地場所周辺に路線を有する公共交通事業者（バス、鉄道等）

○ **説明会開催計画書の提出**

大規模小売店舗の設置者は、立地市町との協議終了後、説明会を開催する概ね1か月前までに、開催場所、日時、回数、周知方法及び個別周知先等を記載した開催計画書（別記第2号様式）を知事（山口県商工労働部商政課）に提出してください。

○ **開催の個別周知及び質問・意見の事前受付**

大規模小売店舗の設置者は、開催計画書提出後、文書等により説明会の開催について個別に周知してください。

また、その際には、説明会開催の前に質問や意見について受付を行い、説明会当日に可能な限り回答を行う旨を併せて周知してください。

なお、大規模小売店舗の設置者は、事前に受け付けた質問や意見を取りまとめの上、受付期間終了後速やかに県へ提出してください。県は提出のあった質問・意見の写を立地市町へ送付します。

○ **説明会の運営**

大規模小売店舗の設置者が説明会を開催し、運営してください。

事前に受け付けた質問や意見については、できる限り説明会当日に回答できるように努めてください。

○ **地域貢献活動計画概要書の作成・説明**

大規模小売店舗の設置者は、地域貢献活動計画概要書（別記第3号様式）を作成し、説明会において配布するとともに、地域貢献の考え方について説明してください。

**イ 大規模小売店舗の設置者による説明会結果報告書の提出**

大規模小売店舗の設置者は、説明会の開催後速やかに、次の事項を記載した説明会結果報告書（別記第4号様式）を知事（山口県商工労働部商政課）に提出してください。

- ・出席者の状況（市町、商工団体等、住民等のそれぞれの出席者数）
- ・質問、意見及び回答の内容

**ウ 県による説明会結果報告書の公表**

県が受理した説明会結果報告書は、県のホームページ上で速やかに公表します。

**(4) 地域貢献活動計画書の提出**

**ア 大規模小売店舗の設置者による地域貢献活動計画書の提出**

○ **提出時期**

- ・新設大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法の届出から4か月以内
- ・既設大規模小売店舗 施行日から6か月以内

○ **提出先**

知事（山口県商工労働部商政課）



- **提出書類**  
地域貢献活動計画書（別記第5号様式）

#### イ 県による地域貢献活動計画書の公表

県が受理した地域貢献活動計画書は、県のホームページ上で速やかに公表します。

### (5) 地域貢献活動の実施

#### ア 大規模小売店舗の設置者による地域貢献活動担当窓口の設置

- **地域貢献活動窓口設置報告書の提出**  
大規模小売店舗の設置者は、地域貢献活動に関する担当窓口を設置し、地域貢献活動担当窓口設置報告書（別記第6号様式）を知事（山口県商工労働部商政課）に提出してください。
- **提出時期**
  - ・新設大規模小売店舗 開店時
  - ・既設大規模小売店舗 地域貢献活動計画書の提出時

#### イ 大規模小売店舗の設置者による地域貢献協議会の設置・運営

新規に出店する大規模小売店舗の設置者は、地域貢献協議会を設置し、自らが行う地域貢献活動等がより地域の実情に即したものとなるよう、関係者の意見交換の場として活用してください。

- **設置時期**  
開店後速やかに設置してください。
- **構成員**  
協議会の構成員については、立地市町及び当該市町内の商工会議所又は商工会と協議の上、選定してください。なお、立地市町は、協議会構成員として、協議会に必ず参加するとともに、地域貢献の取組に対し、積極的に助言を行ってください。

〔基本的構成員の例〕

- ・大規模小売店舗の設置者、テナント事業者代表
- ・立地市町
- ・立地市町内の商工会議所、商工会等の商工団体、まちづくり団体
- ・立地場所周辺の自治会

[店舗の規模等に応じ選定することが望まれる構成員の例]

- ・ 周辺市町
- ・ 立地場所周辺の学校
- ・ 立地場所周辺に路線を有する公共交通事業者（バス、鉄道等）

○ **設置期間**

協議会は、開店から少なくとも2年間は設置することとし、この間に、会議を2回以上は開催してください。

### **3 施行時期等**

本ガイドラインは、平成18年12月1日から施行します。

なお、平成19年3月31日までに大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出がなされた大規模小売店舗については、既設大規模小売店舗として取り扱います。

## 第2章 大規模小売店舗に求める地域貢献活動の事例

### 1 地域づくりへの参画・協力

#### ① 市町やまちづくり団体等が進める地域づくりへの協力

- ・ 中心市街地の活性化のために実施される各種の取組に対する参画や、まちづくり機関等に対するまちづくりに必要なノウハウを有する人材の紹介等
- ・ 景観づくり、環境対策及び国際交流など、市町・地域が進める地域づくりの取組への協力

#### ② 祭りや各種行事を実施する団体への協力

- ・ 地域の祭りや伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会等の各種行事を実施する自治会及び青年団等の活動への参加・協力、活動場所の提供等

#### ③ ボランティア・NPO団体等の活動や地域文化活動への協力

- ・ 地域で行われる社会福祉協議会・ボランティア・NPO団体等の活動や様々な文化活動に対する参加・協力

#### ④ 地域住民のためのコミュニティスペースの提供

- ・ 地域のコミュニティ意識の醸成のため、地域の人がいつでも気軽に立ち寄り、交流を深めることができるスペースの提供等

### 2 地域産業の活性化

#### ① 商工会議所、商工会等への加入

- ・ 設置者及びテナント事業者の商工会議所、商工会及び商店会等への加入

#### ② 商店街の実施するイベント等への協力

- ・ 近隣商店街や商工会議所・商工会等が実施する共同売出し等のイベントへの参加・協力等

#### ③ 商店街等への情報提供・技術支援

- ・ 商店街等の店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介や情報提供・技術支援

- ④ **地域及び県内の商工業者が行う商品開発等に対する支援**
  - ・地域及び県内の商工業者からの依頼に基づく商品開発等に対する支援・指導等
- ⑤ **地域及び県内の事業者・卸売業者との取引促進**
  - ・地域及び県内の事業者との取引促進及びテナント事業者に対する県内事業者との取引の奨励
- ⑥ **地域及び県内の商業者のテナント入居促進**
  - ・地域及び県内商業者のテナント入居への積極的な配慮
- ⑦ **県産品コーナーの設置など、県産品の積極的なPRと販売等**
  - ・県内農協・漁協や市場等との県産農林水産物や加工品の取引の促進
  - ・県産材を積極的に活用する等、県産品の販売や需要拡大への協力
  - ・地産・地消の推進に向けた取組等への協力
- ⑧ **店舗建築における県産材の積極的活用等**
  - ・内外装や商品棚等の資材への県産材の活用
  - ・店舗建築における地域の伝統技術等の活用、地元事業者への発注等

### 3 雇用の確保

- ① **地域及び県内からの雇用の促進**
  - ・従業員が地域や県内からの優先的な採用
- ② **安定的雇用の確保**
  - ・正社員採用への配慮
- ③ **障害のある人や高齢者の雇用の促進**
  - ・障害者の雇用の促進等に関する法律及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守、これらの法律の基準を上回る積極的な雇用の促進
- ④ **女性雇用の促進**
  - ・結婚や出産・育児を機に退職した女性の積極的な再雇用
  - ・母子家庭の母の積極的な雇用
- ⑤ **インターンシップへの協力**
  - ・地元の大学、専門学校等からのインターンシップの受入れ

## ⑥ 従業員の職業キャリア形成への支援

- ・採用後の各種資格の取得促進や研修等による従業員の資質向上への積極的な取組

## 4 環境・景観への配慮

### ① 水保全対策・水循環確保の実施

- ・駐車場の透水性舗装や屋根雨水の地下浸透施設設置等による雨水の地下浸透対策の推進
- ・店舗排水処理対策の推進
- ・樹木への散水や掃除に使用する雑用水への雨水の利用

### ② 騒音対策の実施

- ・深夜・早朝における静穏な生活環境の保持
- ・遮音壁等の設置や緑地帯の確保による騒音の緩和
- ・荷さばき作業や営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮
- ・冷却塔、室外機、送風機等の低騒音機器の導入

### ③ ヒートアイランド・地球温暖化等対策の実施

- ・敷地内の緑化及び店舗屋上・壁面の緑化の推進
- ・駐車場内におけるアイドリングストップの呼びかけ

### ④ ISO14001の認証取得

- ・環境マネジメントシステムに関する国際的規格であるISO14001の認証取得

### ⑤ 「ノーレジ袋」、トレイ削減、包装の簡素化等による廃棄物抑制対策の実施

- ・量売りやマイバッグ持参運動等を通じた「ノーレジ袋」化やトレイ削減の推進
- ・包装紙・紙袋の簡素化等による簡易包装の励行

### ⑥ リサイクル対策等の推進

- ・リサイクル製品の販売とグリーン購入の実践
- ・分別排出・分別収集・再商品化の徹底や資源回収ボックスの設置
- ・食品廃棄物の排出抑制や生ゴミの堆肥化等の再利用の促進
- ・店舗建築におけるリサイクル製品の積極的な利活用

- ⑦ **適切な廃棄物等の処理や環境美化対策の実施**
  - ・ 周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮した適切な対策の実施
  - ・ 定期的な店舗周辺の清掃美化活動の実施
  - ・ ゴミ箱の適切な設置による来客者のポイ捨ての防止
- ⑧ **光害対策の実施**
  - ・ 周辺住民や農作物等に悪影響を与えないような屋外照明や広告塔照明等の適切な設置・運用（配置場所、下方点灯の器具の使用、方向、強さ及び点灯時間等）
- ⑨ **過剰な照明の削減や空調温度の適切な設定**
  - ・ 過剰な照明の削減と省エネ型の照明器具の設置及び定期的な清掃や保守点検の実施
  - ・ 冷暖房設備の適切な温度設定
- ⑩ **新エネルギー・省エネルギー設備の設置**
  - ・ 太陽光発電装置や小型風力発電装置等の新エネルギー設備の設置
  - ・ 断熱素材の使用、コージェネレーション設備等の設置
- ⑪ **地域が進める景観・街並みづくりや緑化への協力**
  - ・ 地区の住民等との景観協定の締結
  - ・ 店舗等の形態意匠（形・色・模様等）の街並みとの調和
  - ・ 地域の良い景観形成に向けた取組への積極的な協力
  - ・ 植栽等による緑化の推進
  - ・ 景観条例や屋外広告物条例を遵守した地域の景観への配慮

## 5 こども、高齢者、障害のある人等への配慮

- ① **店舗へのユニバーサルデザインの導入**
  - ・ 「ハートビル法」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づくこども、子育て家庭や高齢者、障害のある人等に優しい誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮
  - ・ 「赤ちゃん休憩室」等の設置
  - ・ 「つどいの広場」等の親子の居場所として、店舗の一部の提供
- ② **ユニバーサルデザインに配慮した広告等**
  - ・ 売り出し広告、店頭での案内表示及びホームページにおける文字の大きさ、色づかい等におけるユニバーサルデザインへの配慮

- ③ **物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力**
  - ・ユニバーサルデザイン関連商品の取扱いや同商品コーナーの設置等によるユニバーサルデザインの普及への協力
  - ・ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供
  - ・従業員研修等を通じた従業員への「ユニバーサルデザイン意識」の啓発
  
- ④ **地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力**
  - ・地域商店街等に対するユニバーサルデザインに関連したノウハウの提供
  
- ⑤ **障害のある人が製作した授産製品の展示・販売等の取組への協力**
  - ・障害のある人が製作した授産製品の展示会や定期的な商品販売への販売スペースの提供
  
- ⑥ **育児・介護への支援**
  - ・託児所等の設置
  - ・短時間勤務制度の導入等
  - ・男性社員を含めた育児・介護休業取得等への配慮
  
- ⑦ **次世代育成支援企業認定制度の認証取得**
  - ・子育て支援策の一環としての次世代育成支援企業認定制度の認証取得への積極的な取組
  
- ⑧ **子どもたちの健全な育成への支援**
  - ・スポーツ少年団や地域のスポーツ活動に対する参加・協力
  - ・こども図書コーナーの設置
  - ・小学生の社会見学や中学生の体験学習の受入れ
  - ・食育推進活動への協力

## 6 安心・安全対策

- ① **災害時の避難場所や物資の提供**
  - ・災害時における避難場所、救護場所及び資機材や車両の一時集積・駐車場所として駐車場敷地等の提供
  - ・災害時における市町等からの緊急物資の提供依頼に対する協力

- ② **災害時における地域との連携やボランティア活動への支援**
- ・災害発生時における地域住民との共助による救助活動の実施
  - ・応急復旧活動への従業員の参加等による防災活動における地域住民との連携
  - ・県内被災地への災害ボランティアとしての従業員の積極的な派遣
  - ・ボランティア休暇取得に対する環境整備
- ③ **防災訓練等への参加・協力**
- ・地域で実施される防災訓練等への積極的な参加・協力
- ④ **救急救命の取組の確保**
- ・AED設置救急ステーション認定取得への積極的な取組
- ⑤ **実効性ある万引き防止等防犯対策の実施**
- ・見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化等
  - ・人通りの少ない場所における制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等犯罪や非行防止対策等の実施
  - ・地域で行われる防犯活動への積極的な参加・協力
- ⑥ **深夜営業時及び営業時間外の防犯・青少年非行防止対策の実施**
- ・防犯や青少年非行防止のための声かけ、深夜営業時の警備強化、深夜営業の自粛
  - ・営業時間外における駐車場の出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回等
- ⑦ **緊急通報体制の確立**
- ・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領の策定及び迅速な避難誘導措置等
- ⑧ **交通安全対策及び交通渋滞対策の実施**
- ・駐車場出入口における交通整理員の適正配置による歩行者等の交通弱者に対する配慮
  - ・出入口の位置の工夫等による交通安全への配慮
  - ・繁忙期や混雑時間帯における公共交通機関の利用や自家用車使用の自粛の呼びかけ



- ⑨ **市町が進める交通対策や交通安全運動等への参加・協力**
  - ・地域で行われる各種交通安全運動等への参加・協力
  - ・店内放送による交通事故防止啓発、交通安全ポスター等の掲示
  
- ⑩ **車を運転しない方への配慮や歩行者の安心・安全のための通り抜け通路の確保**
  - ・公共交通機関を利用できない場所に立地する場合のシャトルバスの運行
  - ・駐車場内の買い物客の歩行者通路の確保
  - ・店舗周辺の歩行者の利便性を考慮した店舗敷地内における通り抜け通路の確保
  
- ⑪ **高齢運転者等への配慮**
  - ・高齢運転者や障害のある人が優先的に駐車できる駐車枠の確保

## 7 撤退時の対応

- ① **早期の情報提供等**
  - ・地域商業活動からの撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示、地域住民、県及び市町村等への十分な情報提供
  
- ② **後継店の確保**
  - ・失業の発生や住民の買い物の利便性の低下を極力抑えるための後継店・大型店承継者の確保への努力
  
- ③ **従業員の雇用の確保**
  - ・従業員の配置転換や再就職支援等による雇用確保の努力
  
- ④ **取引先企業に対する対応**
  - ・店舗閉鎖情報の早期提供や後継店の紹介等による取引先企業の経営悪化防止への配慮
  
- ⑤ **店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止**
  - ・適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止
  
- ⑥ **再利用可能な建物の建築**
  - ・撤退後も再利用可能な店舗建築の設計・レイアウト・資材への配慮

別記  
第1号様式

## 大規模小売店舗出店計画書

年 月 日

山口県知事 あて

住所  
氏名又は名称  
法人にあつては、その代表者の氏名

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

### 記

|            |                  |          |                |
|------------|------------------|----------|----------------|
| ア 店舗の名称    |                  |          |                |
| イ 所在地      |                  |          |                |
| ウ 敷地面積     | m <sup>2</sup>   | エ 用途地域   |                |
| オ 核テナント事業者 |                  | カ 建築面積   | m <sup>2</sup> |
| キ 店舗面積     | m <sup>2</sup>   | ク 駐車場台数  | 台              |
| ケ 階数       | 店 舗              | 駐 車 場    |                |
| コ 営業時間     | 開店時刻             | 閉店時刻     |                |
| カ スケジュール   | 開店年月             | 着工年月     |                |
| シ 複合施設の種類  | : m <sup>2</sup> | :        | m <sup>2</sup> |
| 及び床面積      | : m <sup>2</sup> | :        | m <sup>2</sup> |
| ス 年間集客予定   | 人                | セ 年間売上目標 |                |

注1 ア～カについては、全て記載してください。

注2 シ～セについては、記載できる範囲で記載してください。

注3 広域位置図、店舗周辺図、建物配置図を添付してください。

注4 注3に加え、建物立面図や施設の概要がわかる図面があれば、それも添付してください。

第2号様式

説明会開催計画書

年 月 日

山口県知事 あて

住所  
氏名又は名称  
法人にあつては、その代表者の氏名

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 説明会開催計画の概要

|             |  |
|-------------|--|
| 開催日時<br>(注) |  |
| 開催場所<br>(注) |  |
| 開催回数        |  |
| 周知方法        |  |
| 個別周知先       |  |

注 複数回開催する場合は、全て記載してください。

第3号様式

地域貢献活動計画概要書

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献活動計画の概要

| 項 目                   | 地域貢献活動の内容 |
|-----------------------|-----------|
| 1 地域づくりへの参画・協力        | -----     |
| 2 地域産業の活性化            | -----     |
| 3 雇用の確保               | -----     |
| 4 環境・景観への配慮           | -----     |
| 5 こども、高齢者、障害のある人等への配慮 | -----     |
| 6 安心・安全対策             | -----     |
| 7 撤退時の対応              | -----     |
| 8 その他                 | -----     |

注 地域貢献活動の内容は、ガイドライン第2章及び別表第2地域貢献活動一覧を参考にして記載してください。

第4号様式

説明会結果報告書

年 月 日

山口県知事 へ

住所  
氏名又は名称  
法人にあつては、その代表者の氏名

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 説明会の概要

|            |   |
|------------|---|
| 開催日時       |   |
| 開催場所       |   |
| 説明者        |   |
| 出席者数       | 名<br>〔内訳〕<br>地域住民 名<br>市町職員 名<br>商工会議所・商工会関係 名<br>その他 名 |
| 事前質問とその回答  |   |
| 当日の質問とその回答 |   |
| その他        |   |

注1 説明会での配付資料、出席者名簿、その他参考になる資料を添付してください。

注2 複数回開催した場合は、その都度提出してください。

第5号様式

地域貢献活動計画書

年 月 日

山口県知事 へ

住所  
氏名又は名称  
法人にあつては、その代表者の氏名

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献活動計画

| 項目<br>(注1) | 細目<br>(注1) | 地域貢献活動の内容 | 実施時期<br>(注2) | 目標値<br>(注3) |
|------------|------------|-----------|--------------|-------------|
|            |            |           |              |             |
|            |            |           |              |             |
|            |            |           |              |             |
|            |            |           |              |             |
|            |            |           |              |             |
|            |            |           |              |             |
|            |            |           |              |             |

注1 項目及び細目は、ガイドライン第2章及び別表第2 地域貢献活動一覧の中から実施するものを記載してください。

注2 すでに実施している取組は、実施中と記載してください。

注3 目標値は、設定できるものについて可能な限り記載してください。

注4 行が不足する場合は、適宜追加して記載してください。

第6号様式

地域貢献活動担当窓口設置報告書

年 月 日

山口県知事 へ

住所  
氏名又は名称  
法人にあつては、その代表者の氏名

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 地域貢献活動担当窓口

|         |  |           |  |
|---------|--|-----------|--|
| 部 課 名   |  |           |  |
| 職 名     |  | 担 当 者 名   |  |
| 電 話 番 号 |  | F A X 番 号 |  |
| メ-ルアドレス |  |           |  |

別表第 1

関係法令一覧表

| 法 令                           | 内 容                     |
|-------------------------------|-------------------------|
| 国土利用計画法                       | 土地取引に係る届出               |
| 農地法                           | 農地等の権利移動、農地転用の許可        |
| 農業振興地域の整備に関する法律               | 農地地区における開発許可            |
| 森林法                           | 保安林の解除等                 |
| 宅地造成等規制法                      | 宅地造成工事規制区域における宅地造成工事の許可 |
| 道路法                           | 道路に関する工事の承認及び占用の許可      |
| 道路交通法                         | 交通処理に係る事前相談等            |
| 都市計画法                         | 都市計画区域における開発許可          |
| 風致地区内における建築等の規制に関する条例         | 風致地区における行為の許可           |
| 都市緑地法                         | 特別緑地保全地区における行為の許可       |
| 生産緑地法                         | 生産緑地地区における行為の許可         |
| 自然公園法                         | 国立公園等における行為の許可等         |
| 山口県立自然公園条例                    | 県立自然公園における行為の許可等        |
| 山口県自然環境保全条例                   | 緑地環境保全地域における行為の届出       |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律           | 鳥獣保護区特別保護地区における行為の許可    |
| 文化財保護法                        | 埋蔵文化財包蔵地における開発の届出       |
| 山口県文化財保護条例                    | 指定地域における行為の許可           |
| 景観法                           | 景観地区における行為の届出等          |
| 山口県屋外広告物条例                    | 屋外広告物規制地域における広告物表示の許可   |
| 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例 | 砂防指定地における行為の許可          |
| 地すべり等防止法                      | 地すべり防止区域における行為の許可       |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律         | 急傾斜地崩壊危険区域における行為の許可     |
| 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害特別警戒区域における開発行為の許可   |
| 河川法                           | 河川区域等における行為の許可          |
| 港湾法                           | 港湾区域における占用及び行為の許可       |
| 海岸法                           | 海岸保全区域における行為の許可         |
| 建築基準法                         | 建築確認の申請等                |
| 山口県福祉のまちづくり条例                 | 県条例に基づく新築等の届出           |
| 大気汚染防止法                       | ばい煙・粉じん発生施設設置の届出        |
| 山口県公害防止条例                     |                         |
| 水質汚濁防止法                       |                         |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法                 |                         |
| 騒音規制法                         |                         |
| 振動規制法                         |                         |
| ダイオキシン類対策特別措置法                | 特定施設設置の届出及び規制基準の遵守      |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律              | 廃棄物処理施設設置の許可            |
| 駐車場法                          | 駐車場内の設置基準の遵守等           |
| 各市町管理条例（国有財産法）                | 里道・水路の廃止及び付替等の許可        |
| 関係市町環境保全条例                    | 開発行為の届出等                |
| 関係市町都市景観条例                    | 都市景観形成地区における行為の届出等      |



別表第2

## 地域貢献活動一覧

| 項 目                   | 細 目   |
|-----------------------|---|
| 1 地域づくりへの参画・協力        | ①市町やまちづくり団体等が進める地域づくりへの協力<br>②祭りや各種行事を実施する団体への協力<br>③ボランティア・NPO団体等の活動や地域文化活動への協力<br>④地域住民のためのコミュニティスペースの提供  |
| 2 地域産業の活性化            | ①商工会議所、商工会等への加入<br>②商店街の実施するイベント等への協力<br>③商店街等への情報提供・技術支援<br>④地域及び県内の商工業者が行う商品開発等に対する支援<br>⑤地域及び県内の事業者・卸売業者との取引促進<br>⑥地域及び県内の商業者のテナント入居促進<br>⑦県産品コーナーの設置など、県産品の積極的なPRと販売等<br>⑧店舗建築における県産材の積極的活用等  |
| 3 雇用の確保               | ①地域及び県内からの雇用の促進<br>②安定的雇用の確保<br>③障害のある人や高齢者の雇用の促進<br>④女性雇用の促進<br>⑤インターンシップへの協力<br>⑥従業員の職業キャリア形成への支援   |
| 4 環境・景観への配慮           | ①水保全対策・水循環確保の実施<br>②騒音対策の実施<br>③ヒートアイランド・地球温暖化等対策の実施<br>④ISO14001の認証取得<br>⑤「ノーレジ袋」、トレイ削減、包装の簡素化等による廃棄物抑制対策の実施<br>⑥リサイクル対策等の推進<br>⑦適切な廃棄物等の処理や環境美化対策の実施<br>⑧光害対策の実施<br>⑨過剰な照明の削減や空調温度の適切な設定<br>⑩新エネルギー・省エネルギー設備の設置<br>⑪地域が進める景観・街並みづくりや緑化への協力                    |
| 5 こども、高齢者、障害のある人等への配慮 | ①店舗へのユニバーサルデザインの導入<br>②ユニバーサルデザインに配慮した広告等<br>③物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力<br>④地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力<br>⑤障害のある人が制作した授産製品の展示・販売等の取組への協力<br>⑥育児・介護への支援<br>⑦次世代育成支援企業認定制度の認証取得<br>⑧こどもたちの健全な育成への支援  |
| 6 安心・安全対策             | ①災害時の避難場所や物資の提供<br>②災害時における地域との連携やボランティア活動への支援<br>③防災訓練等への参加・協力<br>④救急救命の取組の確保<br>⑤実効性ある万引き防止等防犯対策の実施<br>⑥深夜営業時及び営業時間外の防犯・青少年非行防止対策の実施<br>⑦緊急通報体制の確立<br>⑧交通安全対策及び交通渋滞対策の実施<br>⑨市町が進める交通対策や交通安全運動等への参加・協力<br>⑩車を運転しない方への配慮や歩行者の安心・安全のための通り抜け通路の確保<br>⑪高齢運転者等への配慮 |
| 7 撤退時の対応              | ①早期の情報提供等<br>②後継店の確保<br>③従業員の雇用の確保<br>④取引先企業に対する対応<br>⑤店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止<br>⑥再利用可能な建物の建築   |

別表第3

ガイドライン事務手続きの流れ(新設大規模小売店舗)

